

周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託仕様書

1. 件名

周辺地域におけるアートイベント開催支援業務委託

2. 目的

本市では、人口減少と少子高齢化が進む周辺地域（※）へアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して文化・芸術の振興を図るとともに、地域住民との交流を促進することで地域の活性化を図る「アートレジオン推進事業」を進めている。

今回、ワークショップなどの体験型アートイベントを盛り込んだ「アート学校」等を開催することで、周辺地域のにぎわい創出に繋げるとともに、文化・芸術の振興を通じた地域活性化を図る。

（※）周辺地域とは、大南・佐賀関・野津原地域をいう。

3. 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

4. 概要

■周辺地域でのアート学校

概要：旧小学校アトリエ利用アーティスト（※）や地域住民等によるワークショップなどの体験型アートイベントを開催する。

（※）旧小学校アトリエ利用アーティストとは、大分市がアートレジオン推進事業として実施している旧大志生木小学校及び旧野津原中部小学校を活用したアトリエを利用している者をいう。

日時：佐賀関・野津原地域各1日、午前10時～午後4時＜予定＞

場所：佐賀関地域は旧大志生木小学校、野津原地域は旧野津原中部小学校

■周辺地域におけるアート企画の実施

大南・佐賀関・野津原地域のいずれか、または複数地域を対象としたアート企画を実施する。

日時：提案による

場所：提案による

内容：提案による

5. 委託業務の内容

(1) アート学校の企画・運営に関する業務

①体験型アートイベントの企画・運営

- ・市と連携・調整しながら、子どもから大人まで参加できるワークショップや独自企画などを盛り込んだ体験型アートイベントの企画・運営を行うこと。
- ・独自企画にあたっては、地域の食ブースの設置など、集客向上および地域活性化となるための企画を提案すること。
- ・旧小学校アトリエ利用アーティスト、校区会長、アトリエを利用する地域団体との連絡・調整については、市と連携して実施すること。材料費や謝礼金の支払いを各アーティストにスムーズに行うこと。また、地域ボランティア（2地域合わせて10名程度）の昼食を手配すること。
- ・その他独自企画については受注者が連絡・調整すること。
- ・各周辺地域で想定するイベント概要は以下のとおりとする。

地区	佐賀県	野津原	
イベント名称	大志生木アート学校	野津原アート学校	
会場	旧大志生木小学校	旧野津原中部小学校	
実施時期（案）	12月5日（土）	3月13日（土）	
旧小学校利用アーティスト	アーティスト数	5名	6名
	ワークショップ企画・講師	原則として、実施地区の旧小学校アトリエ利用アーティストが企画し行う。（提案不要）	
	講師謝礼金	不要	
	材料費等	135,000円を計上 （補助スタッフ人件費含む）	150,000円を計上 （補助スタッフ人件費含む）
地域ワークショップ企画・講師	市が指定 ※謝礼金・材料費として50,000円を計上すること	市が指定 ※謝礼金・材料費として50,000円を計上すること	
ゲストアーティスト企画・講師	提案（※）	市が指定 ※50,000円を計上すること	
その他独自企画	提案		

※ゲストアーティストの選定にあたり、大分市アーティストバンク専用ウェブサイト「POART」登録者かつ大分都市広域圏（別府市・佐伯市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町）において活動・活躍するものを選定すること。提案のみならず、市と協議し最終決定する。

【共通事項】

- ・材料費については、一部を参加者から徴収することも可能とする。
- ・内容の詳細については過去を参考にすること。

②参加者の受付、参加決定通知

- ・事前申込制ワークショップの参加申込みを受け付けし、集約すること。なお、多数時は抽選を行う。
- ・申込者へ当選、落選の通知を文書またはメールにて行うこととする。(通知の内容については事前に市の承諾を得ること。)

③アーティストパネルの作成

- ・本イベントで講師として参加するアーティスト紹介パネルを全体で10枚程度制作すること。A1サイズで材質はスチレンボード等を使用すること。

(2) アート学校のイベント広報・宣伝

①チラシ・ポスターのデザインおよび印刷（アート学校ごと）

- ・デザインは、市の承諾を得るまで校正すること。
- ・チラシはA4カラー片面各4、500枚以上、ポスターはA2片面各15枚程度印刷し、チラシは20部ずつ仕分けをして納品すること。

②その他、地域外からの集客を見込める広報・宣伝について提案すること。

(3) アート学校の会場清掃、設営、撤去等

①会場清掃

- ・佐賀関・野津原地区のイベントエリアの簡易清掃(旧校舎の2フロアを予定。床掃除、トイレ清掃等)

②会場設営

- ・イベントの来場者にとって魅力的なレイアウトや装飾を施すこと。
- ・テーブル(450mm×1,800mm)及びイスを、市と設置場所を事前に協議したうえで設置すること。なお、野津原会場はテーブル20卓、イス30脚、テント1張を用意すること。
- ・テーブルは汚れないように全てにビニール製の白い布等で対策すること。
- ・市が指定する箇所に、来場者用の誘導看板(市所有既存誘導看板:佐賀関会場は2枚、野津原会場は1枚)を、倒れないように設置すること。なお、事前に市と協議のうえで行うこと。
- ・熱中症対策、寒さ対策を講じ、安全に十分配慮し実施すること。

- ・その他、提案内容に応じて発生する物品は、経費に計上すること。

③会場撤去、原状回復

- ・事業実施に伴う廃棄物等については、適正な廃棄処理をすること。
- ・イベント終了後は原状回復すること。

④当日の運営、記録

- ・開催当日4名以上（会場入り口案内、撮影記録、来場者カウント等）のスタッフを配置すること。
- ・野津原会場については、イベント開催中（前後30分追加）は、駐車場に警備員を2名以上配置すること（佐賀関会場は不要）。

⑤アンケートの実施・集計

- ・市が作成した来場者向けアンケートを実施し、その集計を行うこと。

⑥実績報告

- ・イベント終了後、開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

（4）周辺地域におけるアート企画の実施

大南・佐賀関・野津原地域のいずれか、または複数地域を対象としたアート企画を1件以上実施すること。企画の策定にあたっては、以下の目的のうちいずれか1つ以上を選択し、その趣旨に合致した内容を考案すること。

（ア）周辺地域への誘客・交流人口の拡大

（イ）地域住民の生きがい・活力の創出

（ウ）地域の子どもたちを対象とした生涯学習機会の提供

※提案する企画の形態はイベントに限定せず、ワークショップ、作品展示、その他持続可能な取り組み等、多様な手法を認める。

※実施エリアについては、特定の地域に特化した企画のほか、複数の地域間における回遊・周遊を促す企画であってもよい。

6. 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果物のすべては、市に帰属するものとする。また、成果物に含まれる校正素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

7. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

8. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

9. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、この事業で知り得た情報等をもとに、登録者等に対し特定の団体等に加入させたり勧誘させたりするようなことは、委託業務期間中、委託業務終了後を問わず、一切行わないこと。なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

10. その他

- ・委託期間中に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- ・事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- ・受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- ・本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。